

## 1 条例の役割

### 【法律】

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

## 三重県感染症対策条例（仮称）

### 【計画】

- ①三重県感染症予防計画
- ②三重県新型インフルエンザ等対策行動計画

## 2 条例の目的、基本理念

### 【目的】 [別冊（1）]

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を教訓とし、感染症対策に必要な事項を規定することで、感染症の発生やまん延の防止を図り、県民が安心して暮らせる社会を実現

### 【基本理念】 [別冊（3）]

- 国、県、市町、関係機関、事業者及び県民が連携協力し、一体となって感染症対策を推進
- 誰もが感染症にかかる可能性があることから、感染症の患者や医療従事者等に対する差別を許さず人権を尊重

## 3 条例の特色

### 【条例の特色】

- 対象を新型コロナウイルス感染症に限定しない（感染症法に定める感染症を対象とする） [別冊（2）]
- 感染症情報の公表に関して、まん延防止、県民の不安払拭、差別の発生防止の観点から、感染症に関する正確で適切な情報を、個人情報に留意して積極的に公表することを明記 [別冊（9）]
- 差別の禁止を基本理念に掲げ、禁止する差別事象（差別の対象となる者やその理由）を明記するとともに、教育活動等を通じた正しい知識の普及を規定 [別冊（10）]
- 事業者、県民、学校に対し、特措法に基づく要請ができない場合にも協力を求めることができるよう、規定を整備 [別冊（11）]
- 感染症対策を推進するため、人材の養成及び資質の向上、新たな知見及び情報通信技術等の活用を図ることを明記 [別冊（13）（14）]

### 【その他条例に規定する内容】

- 感染症の発生やまん延に迅速かつ的確に対応するため、関係者（県、市町、医療機関、事業者、県民）の役割を定め、感染症対策の実施体制の確保を規定 [別冊（4）～（8）]
- 感染症対策に必要な物資及び資材の確保、財政上の措置を規定 [別冊（12）（15）]

## 4 今後のスケジュール

- 令和2年10月 県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明  
パブリックコメント実施
- 本協議会で最終案に係る意見聴取
- 11月 条例案を県議会へ提出